

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画
骨子 (案)

平成 26 年 ●● 月

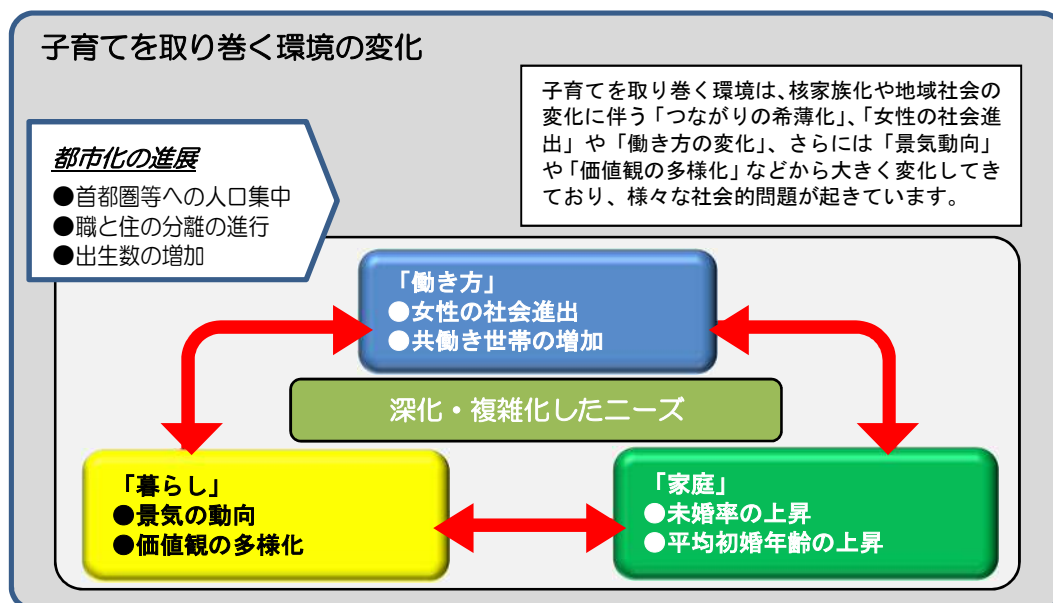
川崎市

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。



このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

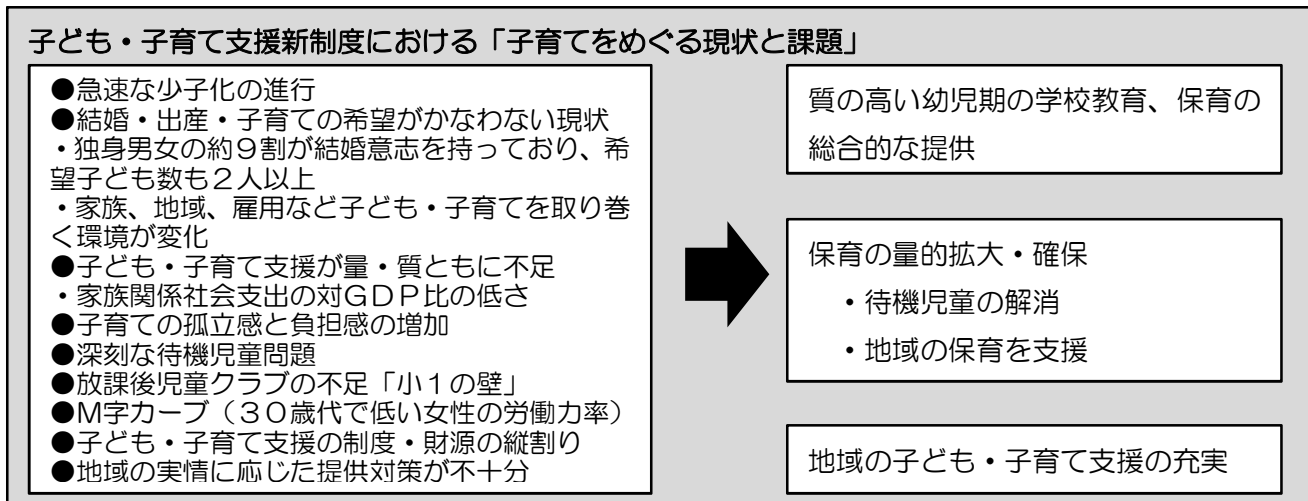
さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。

川崎市においては、平成17年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、平成17年度から平成26年度までを計画期間として、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

<子ども・子育て支援新制度への対応>

平成27年度からの実施に向けた作業が進められている「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な「少子高齢化の進行」や「結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状」などから、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる社会状況に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。



2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、**「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」**を目指すものです。

さらに、これまでその取組を進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、これまでの基本的な考え方等を継承しながら、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、**保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開**を図るものです。

●この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「川崎市子ども・子育てに関する調査」を実施しました。

■調査の概要

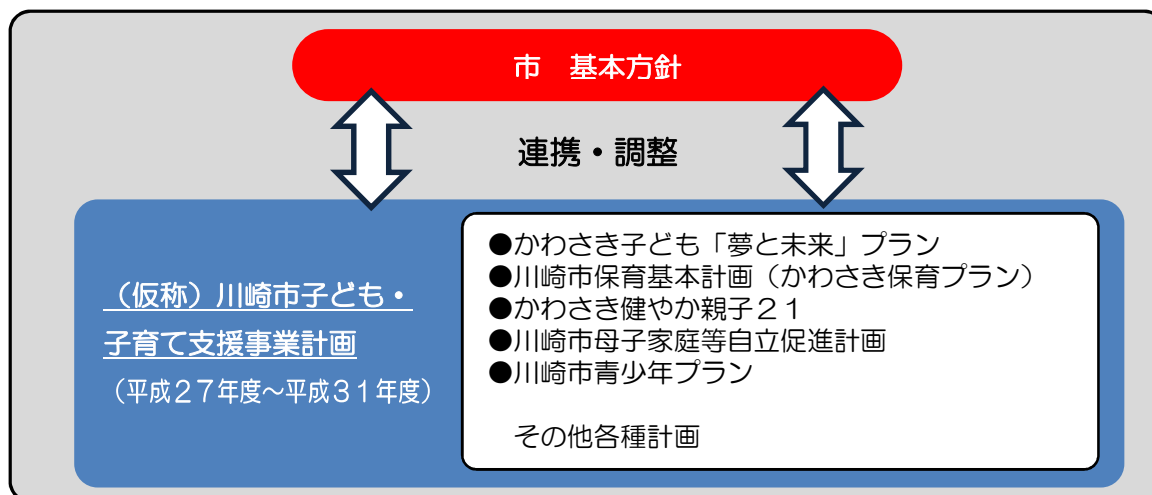
目 的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする
実施期間	平成25年9月27日（金）から10月18日（金）まで
調査対象	就学前児童の保護者 15,000件 就学児童の保護者 3,000件
抽出方法	無作為抽出
回収率 ()内は有効回答者数	就学前児童の保護者 46.5%（6,969件） 就学児童の保護者 44.6%（1,338件） 合計 46.2%（8,307件）

●計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て中の保護者などで構成する「川崎市子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定します。また、計画策定段階において、市民等からのあらゆる視点やより多くの意見・提案をいただけるように、市民等参加の機会を充実するよう努めます。

●この計画は、川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』（～平成26年度）や「川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」など、子ども・子育てに関する各種計画との整合性を図り策定します。また、本市の基本方針となる総合計画の策定等とも連携・調整しながら、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

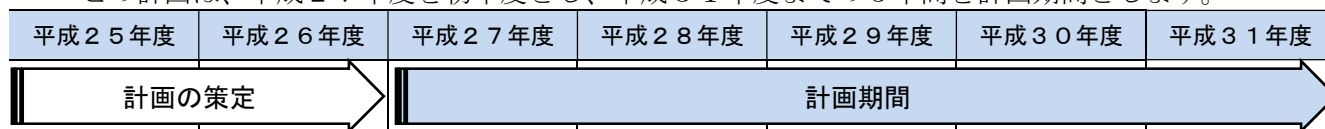
（図 追加）

《子ども・子育て支援の総合的な推進（イメージ）》



3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組

(1) 『かわさき子ども「夢と未来」プラン』を振り返って

本市では、計画に掲げた次の6つの基本目標に沿って施策を展開してきました。

基本目標Ⅰ	子どもの権利を尊重する社会づくり
基本目標Ⅱ	家庭の育てる力を支える仕組みづくり
基本目標Ⅲ	子育て家庭を支援する地域づくり
基本目標Ⅳ	親と子の心とからだの健康づくり
基本目標Ⅴ	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり
基本目標Ⅵ	子どもと子育てにやさしいまちづくり

計画に位置付けられた施策の進捗状況の詳細については、本市のホームページ『かわさき子ども「夢と未来」プラン～川崎市次世代育成支援対策行動計画～』に掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000030147.html>

(2) 目標事業量の進捗状況

『かわさき子ども「夢と未来」プラン』では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。(後期計画：中間評価)

■ 目標事業量設定事業の一覧

区分		単位	年度実績			平成26年度 目標事業量	達成率 (%)	
			22	23	24			
基本目標Ⅱ	認可保育所	認可保育所定員	人	14,675	15,905	17,490	18,605	94.0
		延長保育事業	か所	162	185	205	230	89.1
		一時保育事業	か所	32	35	43	39	110.3
		休日保育事業	か所	6	6	6	7	85.7
		夜間保育事業	か所	1	1	1	1	100.0
	認可外	家庭保育福祉員(保育ママ)	人	69	94	117	95	123.2
		乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	3	4	75.0
基本目標Ⅲ		地域子育て支援センター	か所	48	49	51	51	100.0
		ふれあい子育てサポート事業	か所	4	4	4	5	80.0
		ショートステイ事業	か所	1	2	2	5	40.0
		トワイライトステイ事業	人	2	7	10	10	100.0
基本目標Ⅴ		放課後児童健全育成事業	か所	113	113	113	113	100.0
		※()内は国庫補助対象	人	10,263	11,850	12,167	13,700	88.8

※ 達成率については、小数点第2位を四捨五入したものの。

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1 子どもをめぐる状況

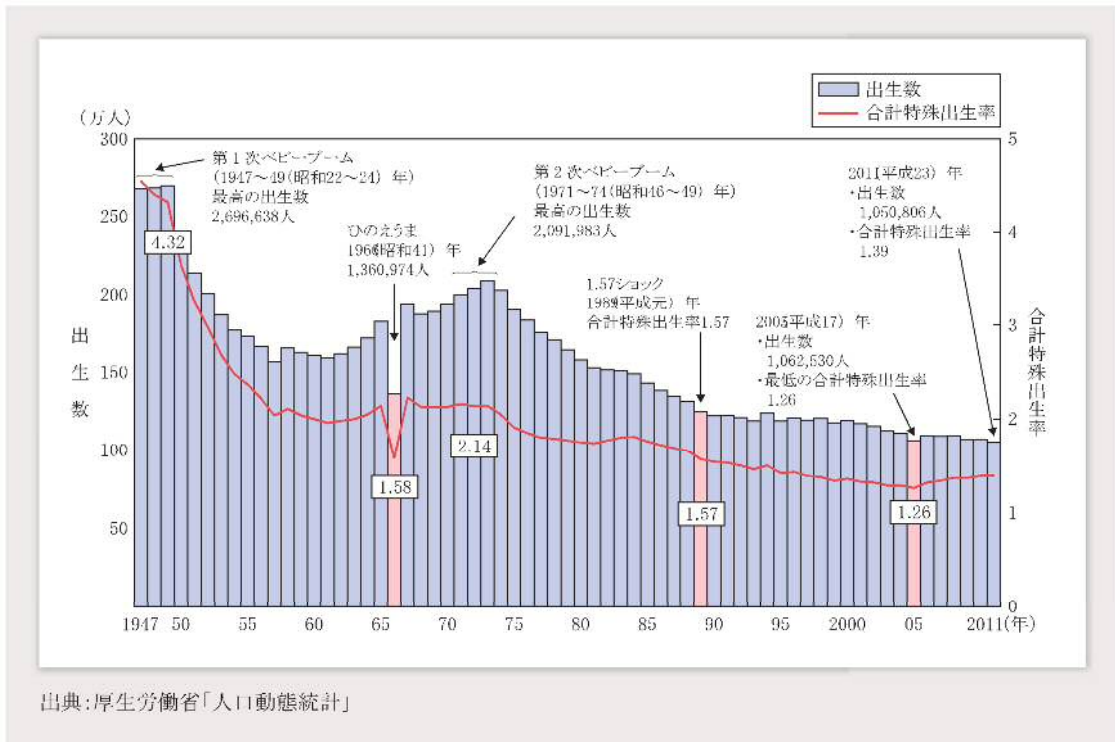
子ども・子育て支援新制度においては、子育てを巡る状況として、次のような現状と課題があげられています。

(1) 急速な少子化の進行

我が国の年間の出産数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム時には約200万人であったが、1975（昭和50）年に200万人を割り込み、それ以降毎年減少し続けました。1991（平成3）年以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向が続き、2011（平成23）年の出生数は、105万806人と前年から2万498人減少しております。

少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、人口構造の変化をもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に影響を与えることが懸念されています。

■ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

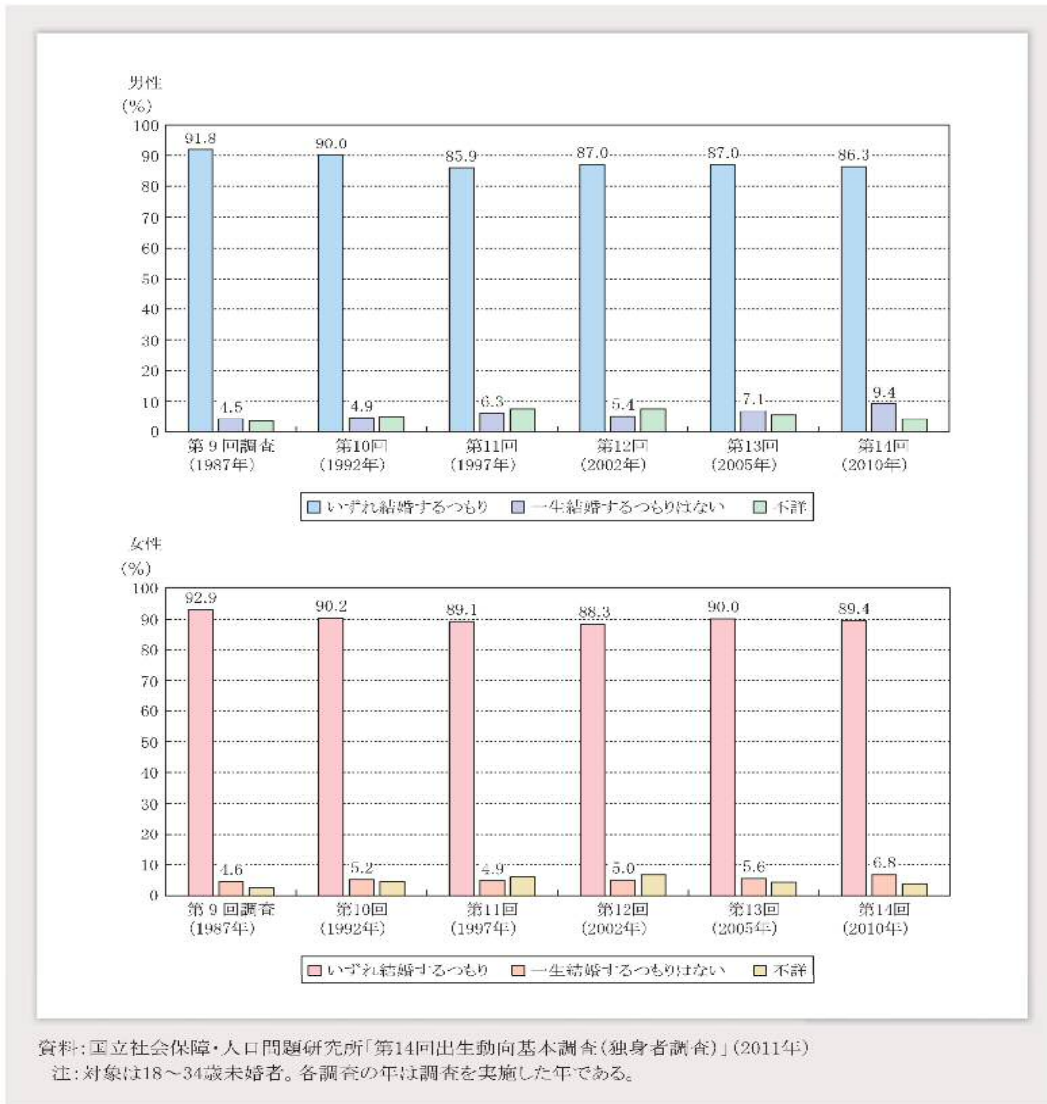


(2) 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

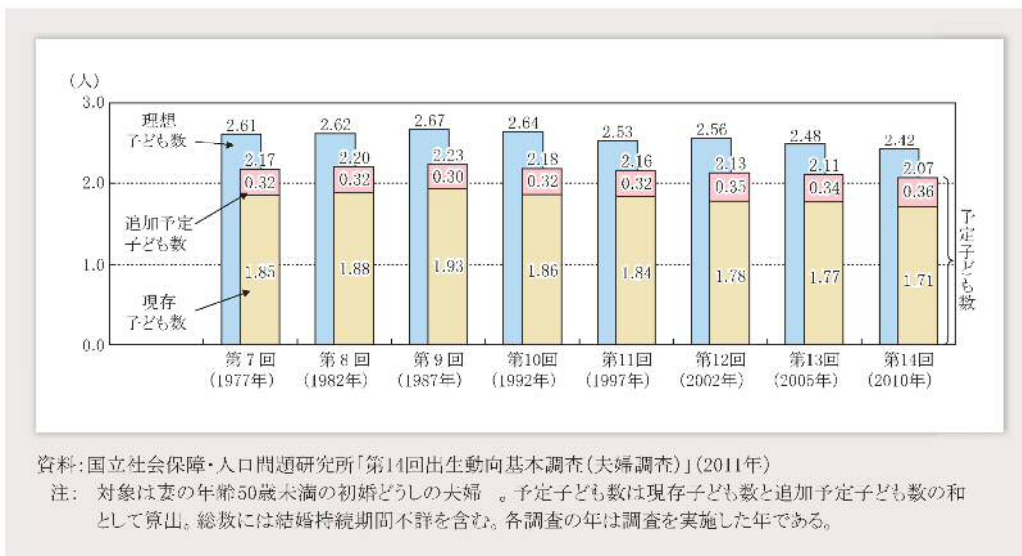
国立社会保障・人口問題研究所が実施した『「第14回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査」2011（平成23）年』の独身者調査によると、いずれは結婚しようと未婚者の割合は、男性86.3%、女性89.4%と依然として高い水準にあります。また、同調査夫婦調査では、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、2.4人となっております。

しかしながら、長引く不況による就職難や雇用環境の悪化等により、経済的に自立できず、結婚や子どもを持つことができない若者が存在しています。このような状況は、少子化に拍車をかける原因の一つとして懸念されています。

■調査別にみた、未婚者の生涯の結婚意志



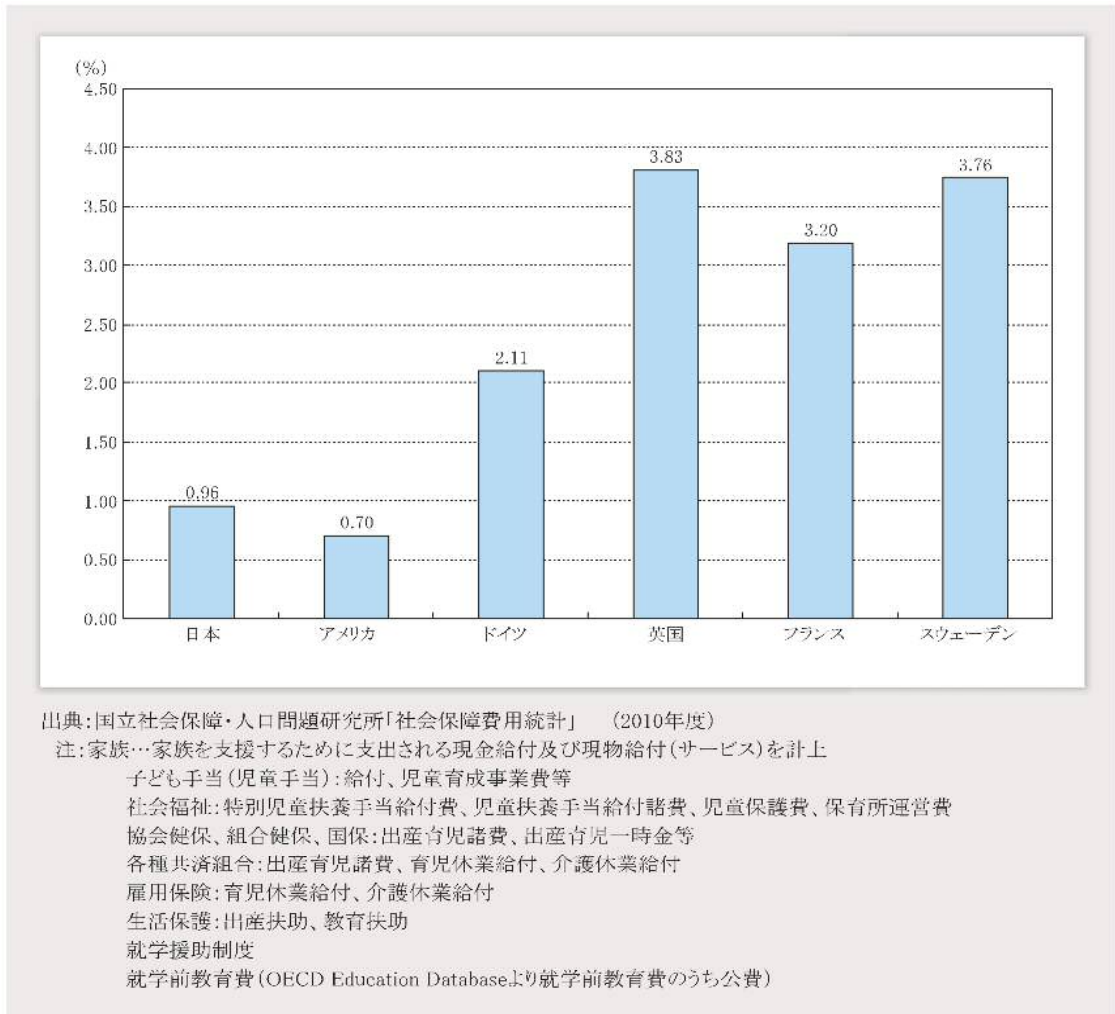
■調査別にみた、平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



(3) 子ども・子育て支援が質・量ともに不足

我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されています。家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は0.96%（2009年）となっており、フランス3.20%、イギリス3.83%、スウェーデン3.76%など、欧州諸国と比しておよそ3分の1と低い値を示しています。

■各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2009年度）



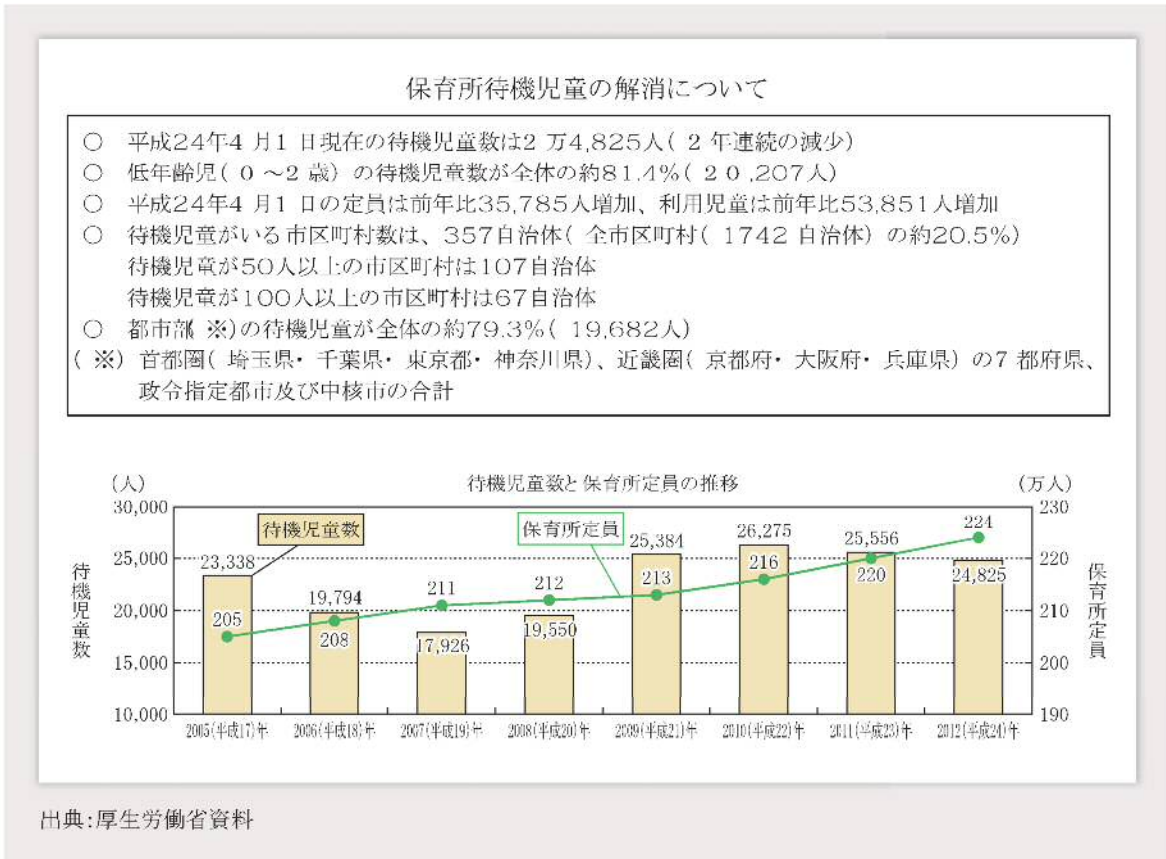
(4) 子育ての孤立感と負担感の増加

核家族化の進行などにより、乳幼児に接することなく親になるケースが増え、地域との関わりの希薄さもあいまって、孤立した環境の中で子育てを強いられることから、不安感や負担感を持つ親も増えています。また、就労する女性が増加しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることが、子育てや家事に対する母親の負担感を増すとともに、女性の社会参加を阻む要因となっています。

(5) 深刻な待機児童問題

女性の社会進出や働き方の変化による共働きの増加や核家族世帯の増加、さらに育児休業制度が普及したことなどに伴い、保育所の利用ニーズも高まっております。また、首都圏への人口集中を背景として、子育て世帯が多く転入するなど、就学前児童数の増加により深刻な保育所待機児童問題が起こっています。

■ 保育所待機児童の現状



(6) 放課後児童クラブの不足「小1の壁」

共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する問題を「小1の壁」といいます。保育園では、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえますが、就学後の学童保育等では通常18時で終わってしまうところも多く、保育園よりも預かり時間が短くなってしまふことから、保護者は安全面でも精神面でも心配が付きまとい、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるワーキングマザーが増加しています。

(7) M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)

女性の就業者数は、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する傾向が続いていることから、30歳代女性の就業者数の減少により、女性労働力率は、いわゆる「M字カーブ」型で推移しています。

(8) 子育て支援の制度・財源の縦割り

子育て支援に関する制度は、国の推進体制及び財源がその制度ごとにバラバラなため、体制の一元化と、財源を給付・事業に応じて一元化することが求められています。

(9) 地域の実情に応じた提供対策が不十分

子ども・子育て支援は、その地域の実情に応じて、全ての子ども・子育て家庭を対象とした事業の実施が必要であることから、それらを的確に捉えた提供対策が求められています。

2 川崎市の子どもと家庭の状況

(1) 川崎市の人口・世帯の状況

ア 人口

本市の人口は、昭和45年以降一貫して増加しており、平成21年4月には140万人を超え、平成25年10月1日現在1,448,196人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、昭和51年の251,253人をピークに平成12年まで減少していましたが、その後は増加しており、平成25年10月1日現在188,019人となっています。15歳～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口は、昭和45年以降一貫して増加しています。

■人口3区分の人口推移と構成割合

(人)				(年)				
(年)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総数 1)	(年)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和45年	225,034	715,726	32,716	973,476	昭和45年	23.1%	73.5%	3.4%
昭和50年	244,704	726,056	43,432	1,014,951	昭和50年	24.1%	71.5%	4.3%
昭和55年	238,647	743,092	58,238	1,040,802	昭和55年	22.9%	71.4%	5.6%
昭和60年	219,529	794,913	74,060	1,088,624	昭和60年	20.2%	73.0%	6.8%
平成2年	193,536	883,707	93,798	1,173,603	平成2年	16.5%	75.3%	8.0%
平成7年	173,707	907,801	120,373	1,202,820	平成7年	14.4%	75.5%	10.0%
平成12年	170,670	923,655	154,704	1,249,905	平成12年	13.7%	73.9%	12.4%
平成17年	174,264	957,712	194,176	1,327,011	平成17年	13.1%	72.2%	14.6%
平成22年	185,571	988,540	237,298	1,425,512	平成22年	13.1%	70.0%	16.8%
平成23年	186,166	989,158	241,346	1,430,773	平成23年	13.1%	69.8%	17.0%
平成24年	187,135	986,038	251,888	1,439,164	平成24年	13.1%	69.2%	17.7%
平成25年	188,019	983,224	262,850	1,448,196	平成25年	13.1%	68.6%	18.3%

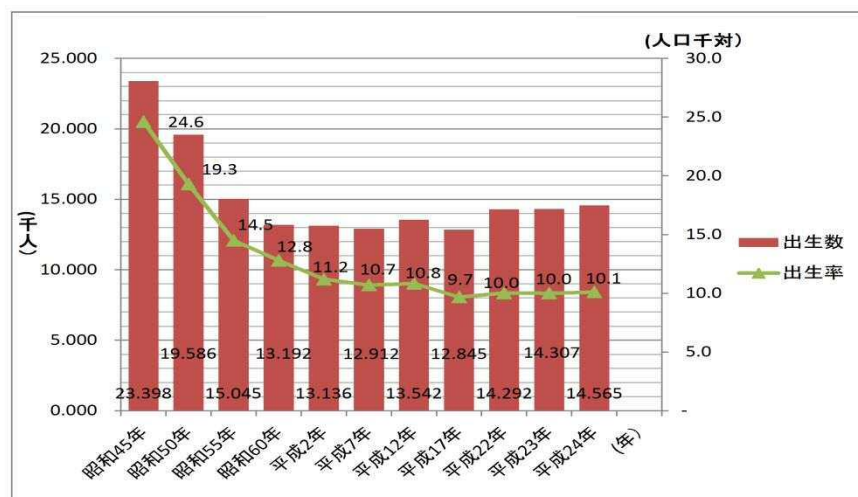
注1)総数には「年齢不詳」を含む。注2)構成割合は「年齢不詳」を除いて算出。

イ 人口動態

出生数は、平成18年以降増加・横ばいの傾向を示しており、平成24年には14,565人となっています。また、出生率（人口1,000人に対する出生数）については、平成23年には10.0となり、19政令指定都市（熊本市を除く）の中では最も高い数値となっています。

一方、合計特殊出生率は、昭和45年から昭和55年にかけて2.23から1.68へ大きく低下し、昭和60年には1.69とやや上昇しましたが、昭和60年から平成17年まで再び低下していました。しかし、平成18年以降上昇傾向に転じるも横ばいが続き、平成22年には1.30となっています。また、全国平均と比較して0.09ポイント低くなっています。

■出生数・出生率



ウ 婚姻・出産年齢の動向

平均初婚年齢

平均初婚年齢は年々上昇しており、晩婚化が進行しています。昭和50年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、平成23年には夫が31.5歳、妻が29.8歳となっており、この35年間に夫が4.2歳、妻が4.8歳それぞれ上昇しています。また、全国平均と比べると、夫・妻とも0.8歳それぞれ高くなっています。

未婚率

未婚率は、近年増加傾向にありましたが、平成22年において、男性の30歳～34歳が減少しました。また、25歳～29歳、35歳～39歳においてもやや減少傾向にあります。

女性の場合、20歳代後半から30歳代前半を中心にして全体的に上昇していますが、増加率にやや落ち着きがみられます。特に男性の30歳～34歳、女性の25歳～29歳については、昭和50年にそれぞれ22.1%、22.2%であったものが、平成22年にはそれぞれ48.1%、63.5%と大きく上昇しています。また、生涯未婚率をみると、男性は23.4%、女性は12.7%となっており、晩婚化に加えて、非婚化（生涯結婚しない人の増加）も進んでいます。

平均出産年齢

晩婚化・未婚化の進行に伴い、出産年齢も上昇しています。第1子出産平均年齢は年々上昇傾向にありますが、平成23年には31.5歳と平成17年からは横ばい状況にあります。

総出産平均年齢も平成23年には32.4歳であり、平成2年と比較して3.5歳上昇しています。

エ 子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にありましたが、平成17年以降増加しています。しかし、子どものいる一般世帯の割合でみると、昭和50年では50.5%と約2世帯に1世帯の割合に対し、平成22年には20.9%と約5世帯に1世帯が子どものいる世帯という状況になっています。

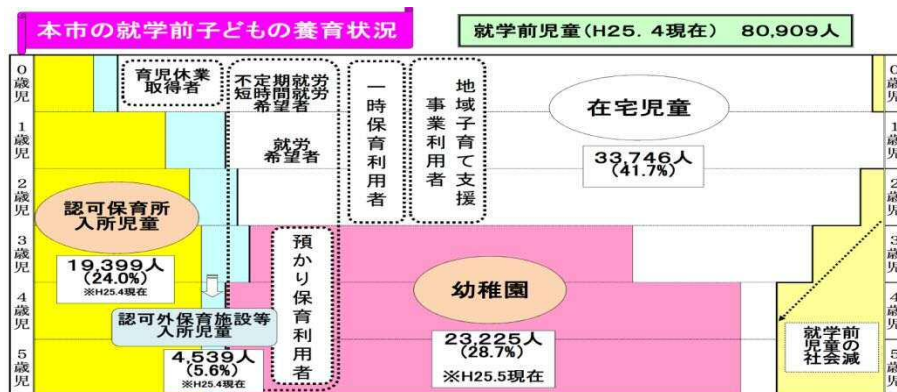
■子どものいる一般世帯数の推移



(注)昭和50年～昭和55年は普通世帯数である。
資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

オ 子どもの日中の状況

本市の就学前子どもの養育状況は、認可保育所に24.0%、認可外保育施設等に5.6%、幼稚園に28.7%となっており、それ以外の41.7%の児童が在宅等で養育される児童となっています。



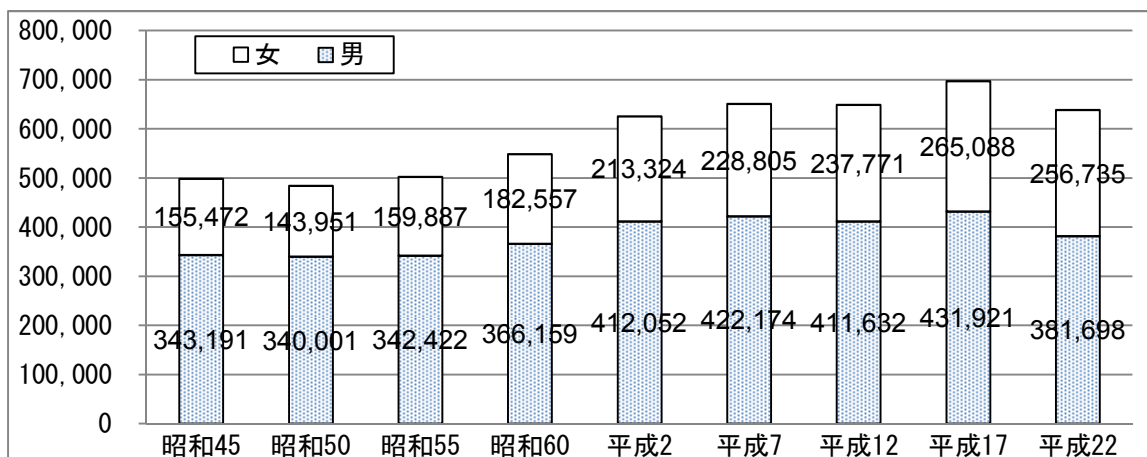
(2) 働く女性の状況

ア 女性の就業者数

女性の就業者数は、平成22年10月1日現在256,735人を数え、就業者全体の40.2%を占めています。また、昭和45年と比べると、101,263人、65.1%増加しており、この間の男性就業者の増加率(11.2%)を大幅に上回っています。

男女別就業者の推移

(単位：人)



(うち女性の割合推移)

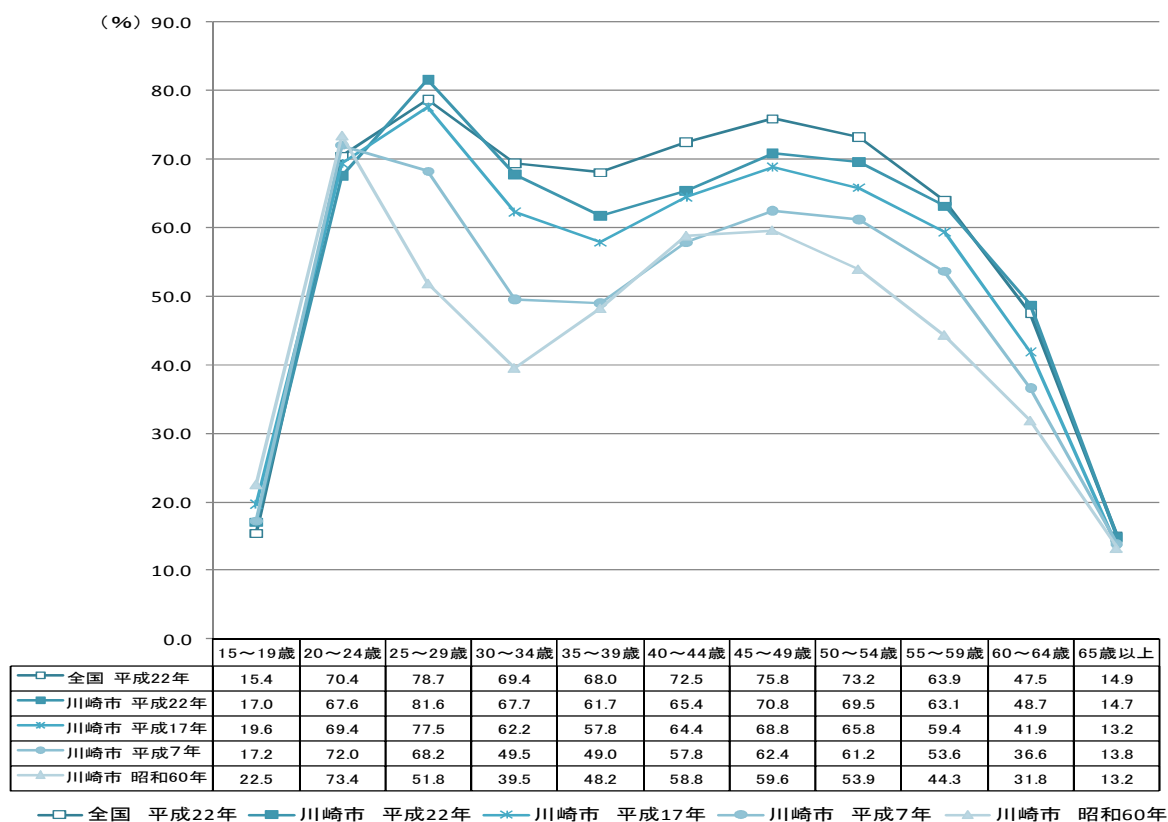
年	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
割合(%)	31.2	29.7	31.8	33.3	34.1	35.1	36.6	38.0	40.2

資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

イ 女性の労働力率

女性労働力を年齢別にみると、25～29歳と45～49歳を頂点とし、30～34歳、35～39歳を底辺とするM字型を示しています。昭和60年以降の推移をみると、15～19歳、20～24歳及び65歳以上を除くすべての階級で労働力率が上昇しており、昭和60年に比べて、平成22年では25～29歳が29.8ポイント、30～34歳が28.2ポイント上昇しています。

■ 年齢別女性労働力率の推移



資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

第3章 計画の基本方向

1 計画の基本理念 → 今後の調整事項（①次世代の基本理念を継承 or ②新たな基本理念）

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

<参考：次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』>



小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

本市では、平成17年度からの計画である『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』において、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや、将来親になる世代が希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進していくことを目指して、「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」を基本理念として掲げ、次世代育成支援を推進してきました。

この計画においても、基本理念を掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

2 計画の基本的視点

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく本市の「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本方向を継承します。

また、計画の推進にあたっては、『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本的視点や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、以下の8つを基本的視点とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点	⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
② 次代の親を育む視点	⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点
③ 親育ちの過程を支援する視点	⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点	⑧ 地域の実情に応じた視点

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

川崎市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、子どもの権利保障に取り組んできました。「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりを権利の主体とするとともに、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。特に支援を必要とする子どもに対しては、その権利が十分保障されるよう配慮します。

② 次代の親を育む視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組を進めます。

③ 親育ちの過程を支援する視点

保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするため、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親として成長し、さらには子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めます。

④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

そのためには、子ども・子育て支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進めます。

⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を支援します。

⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

⑧ 地域の実情に応じた視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、川崎市の中でも多様な地域が存

在しています。そのため、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るためには、社会資源の活用など、地域の特性に応じた取組を効果的に推進します。

3 計画の基本目標と施策の展開

これまで、本市では『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本方向を受け、この計画の基本理念の実現に向け、基本目標を据えるとともに施策の方向に沿った総合的な施策を展開してきました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、「家族や親が子育てを担う」、そしてそれを、「社会全体で子育てを支える」「子どもと子育てを応援する社会」を実現することが、今まさに、取り組むべき喫緊の課題となっています。

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

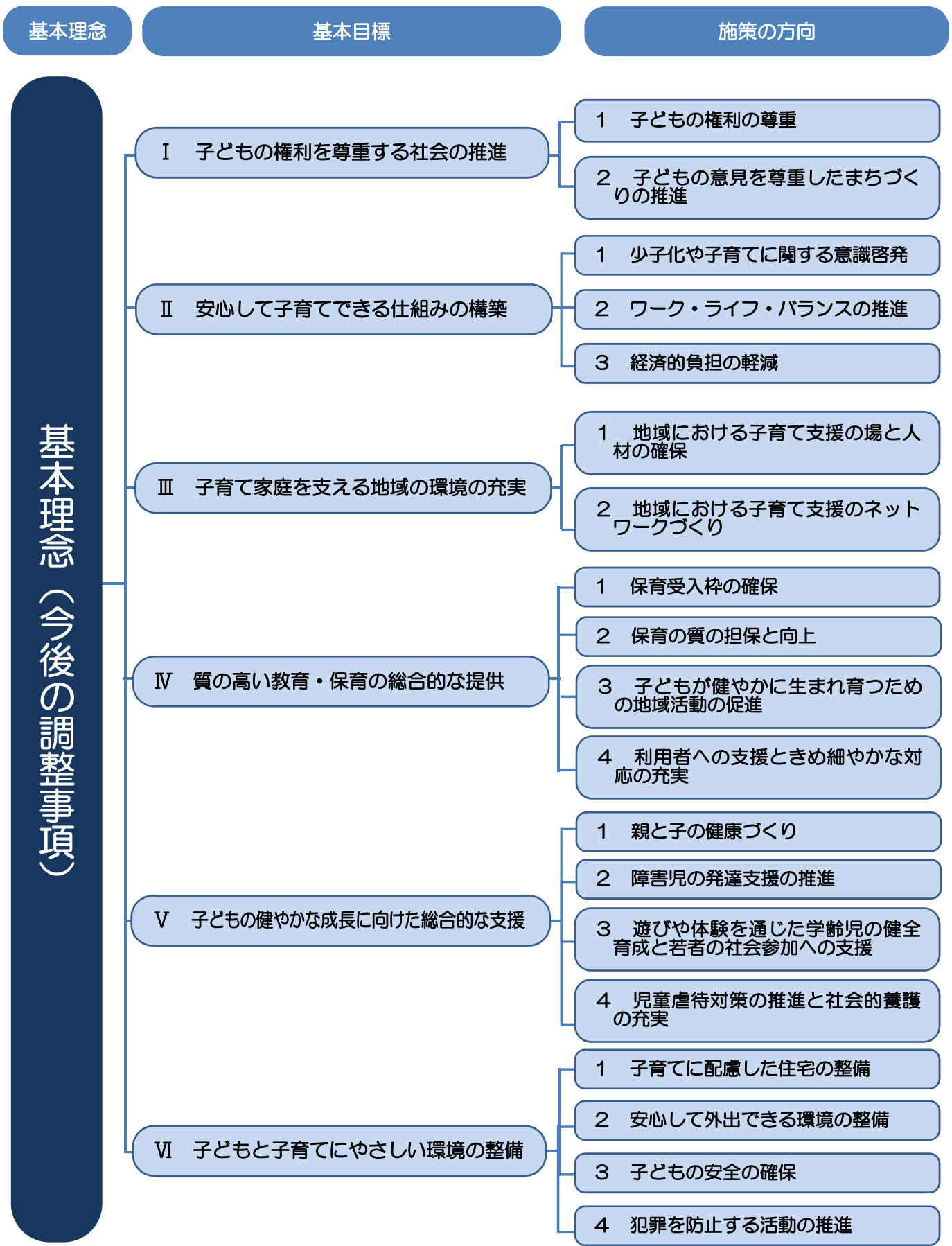
◆基本目標

基本理念を実現するために、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本目標を踏まえ、次の6つを基本目標に据え、総合的に施策を展開します。

〈基本目標〉

<p>基本目標 I</p>	<p>●子どもの権利を尊重する社会の推進</p> <p>「子どもの権利条例」について学ぶ機会の充実や子どもが主体的に参加できるまちづくりの推進、子どもの権利を守るための取組を進めます。</p>	<p>■施策の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利の尊重 2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進
<p>基本目標 II</p>	<p>●安心して子育てできる社会の仕組みの構築</p> <p>男女が互いによきパートナーとして共に家事・育児を担うことへの環境づくりに向けた取組を進めるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。</p>	<p>■施策の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 少子化や子育てに対する意識啓発 2 「ワーク・ライフ・バランス」の推進 3 経済的負担の軽減
<p>基本目標 III</p>	<p>●子育て家庭を支える地域の環境の充実</p> <p>地域全体で子育てを支えていくために、地域の社会資源（場・人材）を発掘し、育成を図るとともに、相互の連携強化など、地域のネットワークづくりを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図ります。</p>	<p>■施策の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子育て支援の場と人材の確保 2 地域における子育て支援のネットワークづくり
<p>基本目標 IV</p>	<p>●質の高い保育・教育の総合的な提供</p> <p>質の高い保育・幼児教育の総合的な提供を図り、すべての子どもが質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、確かな学力の育成を図るための取組の推進、地域の教育力を活かした特色ある学校づくりを推進します。また、利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな情報提供を図ります。</p>	<p>■施策の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育受入枠の確保 2 保育の質の担保と向上 3 幼児・学校教育の充実と地域の教育力の向上 4 利用者への支援ときめ細やかな対応の充実
<p>基本目標 V</p>	<p>●子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援</p> <p>次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、妊娠・出産、乳幼児から学齢児、思春期までの一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。また、増加する児童虐待の対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。</p>	<p>■施策の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 親と子の健康づくりの推進 2 障害児の発達支援の推進 3 遊びや体験を通じた学齢児の健全育成と若者の社会参加への支援 4 児童虐待対策の推進と社会的養護の充実
<p>基本目標 VI</p>	<p>●子どもと子育てにやさしい環境の整備</p> <p>子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。</p>	<p>■施策の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育てに配慮した住宅の整備 2 安心して外出できる環境の整備 3 子どもの安全の確保 4 犯罪を防止する活動の推進

〈施策の体系〉



第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本市では、これまで、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』などに基づき、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な子ども・子育て支援の推進と、その展開を図ってきました。

さらに、この計画においては、これまでの取組に加え、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

2 計画の推進体制

本市はこれまでも、総合的な子ども・子育て支援推進と、その展開を図るなど、それらを本市の重点的な課題と捉えて、庁内の関係局や区が連携しながら、全庁的な対応を図ってきました。

この計画の推進にあたっては、本市の社会状況の変化に的確に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内推進体制の構築し、全庁的な対応を図りながら、取組を推進していきます。

また、子ども・子育て支援法の規定に基づき、「有識者」、「事業主代表」、「労働者代表」、「子育て当事者」、「子育て支援従事者」等から成る「川崎市子ども・子育て会議」に報告し、意見・評価を受け進捗管理を行っていきます。